

清須市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和元年12月2日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 岡山 克彦

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一  
岡山 克彦

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### (1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①市民環境部市民課、総務部防災行政課、

対象期間：平成31年4月1日から令和元年7月31日までの所管事務

実施期間：令和元年9月1日から令和元年9月27日まで

②企画部人事秘書課、総務部税務課、市民環境部生活環境課

対象期間：平成31年4月1日から令和元年8月31日までの所管事務

実施期間：令和元年10月1日から令和元年10月29日まで

### (2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

### 1 市民環境部市民課

主な所管の事務は、戸籍事務、住民基本台帳事務、個人番号カード交付業務の受付に関することである。

戸籍総合システム・ブックレス保守委託、コンビニ交付クラウドシステム構築委託

等、住民ネットワーク機器等賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、交付金、行政財産の貸付けについても予算の定めに従い、適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 2 総務部防災行政課

主な所管の事務は、地域防災計画、災害対策、消防団、交通安全、防犯の啓発及び推進、公告式、議案の調整、例規・文書、情報公開及び地域自治振興、選挙に関する事務である。

防災行政無線設備保守点検業務、清須市水害対応ガイドブック修正業務等、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金、負担金及び交付金についても予算の定めに従い、適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 3 企画部人事秘書課

主な所管の事務は、秘書、栄典、表彰、市広報、市政の啓発・宣伝、ホームページ運用、職員の服務、採用、人事、給与、派遣及び研修に関する事務である。

人材派遣委託業務、人事給与システム再構築等委託業務等、その他契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めに従い、適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 4 総務部税務課

主な所管の事務は、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の調査及び賦課に関する事務である。

固定資産標準宅地鑑定評価業務等、確定申告受付支援システム機器賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めに従い、適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 5 市民環境部生活環境課

主な所管の事務は、環境保全、廃棄物対策に関することである。

可燃ごみ収集運搬、資源回収事業等、斎苑関連道路舗装修繕工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めに従い、適正に執行されていると認

められ、特に記すべき事項はない。

## **第5 監査のまとめ**

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。